

社会福祉法人平盛会評議員及び役員等の報酬、交通費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、評議員及び役員等に対して支給する報酬、交通費並びにその支給について定めるものとする。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第2条 評議員及び役員等の報酬等は、社会福祉法人定款第9条及び第23条に定めるとおり無報酬とする。

(交通費)

第3条 評議員、役員並びに各委員等が評議員会、理事会及び各委員会等に出席したときは、次のとおり交通費を支給する。ただし、当法人職員である者には支給しない。

区 分	1回当たり交通費
評議員、理事、監事	出席の都度1人一律5,000円
優先入所検討委員、地域密着型運営推進委員 苦情解決第三者委員、評議員選任・解任委員	出席の都度1人一律3,000円

(交通費の支給)

第4条 現金で本人に支払う。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年6月19日(評議員会の議決日)から施行する。